

ニコラス・マテスコ著

『國際法の諸學派と發展』

Nicolas Matteosco, *Doctrines-Ecoles et Developpement du Droit des Gens*, Paris, A. Pedone, 1951.

桑原輝路

著者は現在 Institut International d'Études et de Recherches Diplomatiques de Paris の教授であり、アルバレーヌを中心とする國際法學界の新しい動き——著者は後述の如くそれを新國際法學派とよぶ——の最も活動的な、そして熱心な協力者の一人と目されている。(後掲文獻欄参照)

本書は序文に續いて、一、中世における國際法、二、實證主義(主意主義)學派、三、客觀主義學派、四、プラグマティズム學派、五、以上諸學派に對する評價、六、新國際法學派、の六章より成る。諸學派の歴史的な紹介とその特性の記述がなされるのであるが、著者は特に最後の新國際法學派——著者もその有力なる一人である——に三分の一の紙数を與えている。従つてこの新學説を紹介し、それを一つの新しい學派として従來の諸學派に加えるという事に著者の意圖があり又この小冊子の意義があると考へるが故に以下、前五章については簡單に、新學派については少しく詳細に紹介する。

序文において國際法の不斷の進化及び諸人民間の關係史の中における優れたる法學者の役割が強調され、又古代の思想(中國、ギリシャ、ローマ)の極く簡單な記述がある。

各章の所説を要約すれば次の如くである。

一 中世における國際法

1 この時代においては先づ Saint Augustin, Isidore de Séville, Saint Thomas d'Aquin François de Vitoria, François Suarez があげられる。彼等神學者達の努力は、國際法の宗教からの獨立、自然法と國際法の分離へと向けられる。キリスト教的普遍主義はやがて、先づ自然主義學派を生み、近代における合理主義的自然主義學派へと進化していく。

2 かくして宗教からの獨立を獲得した國際法は、新しい陸地及び海洋の發見により、又宗教改革によつて次第にその廣さと複雑さを増していく。こゝに初めて教會に屬せざる、國際法の父とよばれる法學者達 Jean Bodin, Albericus Gentilis, Hugo Grotius, Richard Zouche, Samuel Pufendorf, Samuel Rachel, Christian-Frédéric de Wolf, Emer de Vattel, Georges-Frédéric de Martens の相繼ぐ出現となる。彼等の大部分はスコラの自然法と未だ縁を切るに至らないが、その到達する説明及び結論は、この時代(十七、十八世紀)以後相繼いで起る諸學派と屢々同じ基礎において論ぜられ、又見出される。それら諸學派との關聯において見るならば、Pufendorf, Wo-

If, Vattel は自然主義的潮流に Bodin, Rachei, Bynkershoek, Mertens は實證主義的潮流に (Martens には更に歴史的要素が加わる) Gentili, Grotius はプラグマティズム的潮流に分けられる。自然主義 (Naturalisme) 實證主義 (Positivisme) 歴史主義 (Historisme) プラグマティズム (Pragmatisme) これらは十九、二十世紀に現れる諸學派におつてみられることである。

二 實證主義 (主意主義) 學派

3 概説 十九世紀に入るや國際關係の舞臺は擴大し、國際法はヨーロッパ的存在を止め、汽船は諸國間の關係を促進し、學者は主義或は人物を中心に學派を形成する。爾後相繼ぐ諸學派が、その形成時において持つ國際生活の技術的、社會的及び經濟的發展との密接なる關係を強調しなければならぬ。ドイツ及びイタリヤにおいて實證主義學派が生れ、そのよき支持者を得たのも當時兩國が専心すべきは、民族及び獨立の問題であつたからに他ならぬ。國家の獨立及び意思に服すべしとする國際法の説は、この學派が完成されるに従い、又拘束性及び國際法の優位を説明するに不充分である事が理解されるに従い多岐に分れていく。

4 自己拘束説 Rachel, Bynkershoek, Jean-Jacques Moser の道を辿り、又 Hegel, Jean-Louis Klüber, Karl Bergbohm は相繼いで國家の絕對權を主張したが、この學説が確定

的、決定的な形をとつたのは特に George Jellinek においてである。國際團體は無政府的であり、國際法は不完全にして缺陷ある無政府的法である。而してこの不完全性を補つのは各國の意思である。國家主權の優越性は完全であり、「國際法は國家のために存するのであり、國家が國際法のために存するのではない。」(Holzendorf-Rivier, Schuppe, Schoen, Wenzel, Heiborn, Baungarten, Belfinger, Anziotti, Gemina, Pradier-Fodéré, Funk-Brentano et Albert Sorel, Redtslob, Decenière-Ferrandière, Meunier, Sibert, Rousseau, Hall, Walker, Stephen, Oppenheim, Moore, Garner, Eugène Borel, Bustamante, Hontoria は原則としてこの説を認むこと)

5 協約 (Verinbarung) 説 この學説は實證主義學派を一步前進させた。自己拘束説の不定と專斷を明らかにしつつ、Heinrich Triepel は、各國の意思は國際法を創造するに不充分であるとし、それに代うるに協約に基づく共同意思を以てする。然し二元論はその儘である。國家意思は決定的ではあるが、國際法の唯一なる創造的淵源たる「協約」への同意により、その專斷性及び非從屬性を喪失してそれが「客觀化」せられるのである。(Laband, Liszt, Strupp, Meriggi, Akzin, Covaglieri, Diena, Bonfils, Fauchille, Weiss, Corbett, Hyde, Olmeda, Séfériades 及びこの説に従ふ)

9 歴史説 この學説の代表的主張者は Savigny であり、彼にとつて歴史こそ法の唯一の起源なのである。彼は國際法を

不完全な法であるとしその説く所はあまり樂觀的ではない。法は民族の生活の歴史により創造され、自らの有機的な力により完成される。歴史の所産たる慣習法の意義は強調せられ、かくして *habent* との論戦にみられる如く民族の意思及び慣習法が法の主要なる要素として指摘される。(Theuing, Puhla, Zitelman, Windscheid, Renault, Gidel, Calvo, Laurent, Sumner Maine, Korowin, Harbar 等の説を認めた)

7 批判、正義、社會的必要、*«pacta sunt servanda»* の原則を強調しつつ客觀主義學派はこぞつて實證主義學説を批判した。一條約により新しく海岸を有するに至つた國家は、その新しき地位に歸屬する總ての慣習法に何故に拘束されねばならぬか。自己拘束説及び協約説の説明し得ぬ所である。國際司法裁判所規程三十八條においても實證主義學説と相反する規定を見出す。實證主義學派に現われる限りの歴史説も同様な批判を免れぬ。然し乍ら實證主義學説が國際法を完全に宗教から獨立せしめた、國際法の進化の中において成しとげたその行蹟は認めねばならぬ。Savigny はその歴史的研究方法により特別な重要性をもつ。客觀主義學派の反動は實證主義學派に繼ぐ論理的連續である。國際法は科學として認められ相繼ぐ諸學派は最早國際法の存在を説明するを要せず、その正しき理解、解釋及び發展に専心するのである。

三 客觀主義學派

8 概説 客觀主義學派は十九世紀の主觀主義的實證主義の反動として起り、國際法の性質、目的、優位、國家間及び超國家的關係の中における拘束力等に關して新しい説明を與える。これらの説明は次に述べる四學説に分類される。これら諸學説及びその代表的學者は、實證主義學派の缺を補ひ、國際法の發展を確信せしめる。

9 合理主義的自然主義學説 Pufendorf 及び Wolff によつて主張された古き自然主義學説は、その絶對主義及び不易性が修正され、再び新自然法として登場する。この學説を光彩あらしめたのは特に Louis Le Fur, François Geny 及び A. de La Pradelle である。Le Fur は正義の觀念なき法は存在せず、完全なる法とは、法の避くべからざる二要素、内容と形式、自然法或は合理的法と實證法とを綜合の中において一致せしめるところの法である。彼においては合理的法は常に優位を占めてゐる。Geny の所説はその *Méthode d'interprétation et source en droit privé positif* の中に於いてみられ、A. de La Pradelle はその多くの著作が彼の合理主義的自然主義を證明している。最近の著書 *Matres et Doctrines du Droit des Gens* においても自然主義學者達が寵兒として取扱われている。

10 社會連帶説 十九世紀の末期において現れた經濟的及び政治的諸問題に法的説明を與えたのが社會連帶説であり、その代表的學者は Léon Duguit 及び現在に於いて Jules Bas-devant 及び G. Duguit の所説はその *Traité de Droit con-*

stitutionnel)の中に展開される。社會連帯を唯一の法的規範とし、従つてそれが社會間の法の基礎である。國際法についても同様である。社會學は彼の研究にとつて避くべからざるものとなる。Bastevant は法の創造的淵源と記録的淵源との間に明白な區別を設けているが、論理的には社會連帯が法の基礎に於てあり、それが第一の法源として考へられてゐる。(Bülow, Ehrlich, Becker, Steinbach, Wundt, Stammler, Nimayer, Karłowicz, Kaufmann, Durkheim, Politis, Bourquin, Nys, Koster (その説をよむ))

11 Georges Scelle の生物學主義 Scelle も亦その *Précis du Droit des Gens. Principes et Systématiques*, (1932—34) において、法の淵源は唯一つであり、それは社會的事實そのもの、或は社會連帯であるといふ事の論證から出發する。彼にとつて「總じて社會的強制 (contraintes sociales) は元來生物學的秩序 (ordre biologique) のものである。」彼は客觀的規範 (norme objective) と實證的規範 (norme positive) を分離し、Duguit がその二規範を混同した事を批難する。

12 規範説 (ウィーン學派) 法を社會連帯の機能において理解する Duguit の傾向に對し、Hans Kelsen は社會現象を導く原因を論理的に探究する。諸規範の因果的階序化により Kelsen は國內法に對する國際法の優越に到達する。この假設的段階における根本規範は何か。彼は總ての階序の原因的基礎に *‘Pacta sunt servanda’* なる規範をおく。

13 批判 客觀主義者はその各々の立場において他説を批判する。合理主義的自然主義學派の道德と法との混同、社會連帯説の專斷性、Scelle の説の非現實性、或は規範説の抽象性等について。一方實證主義者は (客觀主義學説のいう) 理性、連帶性、假設的規範を超法律的 (meta-juridique) なものであり、又國家意思が制定した法規を補足する手段であるとして客觀主義學説を批判する。今世紀初頭の著しい諸變化により、國際法は、その舞臺をヨーロッパ以外にも擴大し、又國境を越えた經濟的社會的諸問題を問題としてとりあげる様になつた。客觀主義學派は、諸種の批判にも拘らず、この諸變化に一致する國際法の説明を齎したのである。

四 プラグマティズム學派

14 概説 この學派は特にアングロ・サクソンの國々に於てみられる。既に十八世紀末期において Jérémie Bentham は *Principles of Internal Law* により功利主義的方法を展開してゐるのであるが、後になつてその極端な、實證的な客觀的な傾向を調和させようとして、このプラグマティズムの學派が生れた。その代表的學者 (Westlake, Phillimore, Wheaton, Lawrence, Woolsey, Hershey, Finch, Martens, Fiore, Hontoria) は、眞理は環境において求められなければならない。法規は理性及び社會的必要と一致した意思の所産であるとする。この學派は原則よりもむしろケースを重んずる。

15 批判 プラグマティズム學派の折衷説は、直接的な現在の返答を與へてくれるが、實證主義者及び客觀主義者からは、そのあまりにも便宜的な事及び法的分析の不足を批難された。

五 以上諸學派に對する評價

16 以上、諸學派の特性を述べてきたのであるが、總じてこれら諸學派は國際法を科學として成立せしめ、又常に擴がりゆく範圍の中にそれを適用させる事によつて關節強直から國際法を救うべく試みたといひ得る。國際法を國際生活及びその進化に適用し得たのは、各學派によつてなされた議論及び諸學派が諸人民の絶えざる變化からひき出し得た諸規則によるのである。以上の言葉を以て終るべきであらうと思ふが、こゝに最後の章として新國際法學派について述べる。この學派は國際法の現在の發展にとつて特別な重要性を有しているのである。

六 新國際法學派

17 Alejandro Alvarez 新國際法學派の旗頭アレハンドロ・アルバレーズは、生れはチリ人であるが教養においてはヨーロッパ人である。彼は「二十世紀の十全の國際法」(Manley O. Hudson)を人類に捧げたばかりでなく、一つの新しい學派を創設し、「彼以前においては何人もとり得なかつた一つの地位」(A. de La Pradelle)を歴史の中に占めた。今世紀の初頭、

書 評

彼は國際法の危機——古き概念は、世界に起りつつあつた政治的、經濟的、心理的そして特に社會的變化と歩調を共にしなかつた——を意識した。國際法及び國際組織に關する新しい問題の研究を、一九〇四年の著書において開始して以來、彼の終始主張する所は、國際法の改造であり、新國際法の樹立であり、又「近代國際法の大原則の宣言」(Declaration des Grands Principes du Droit International Moderne)の提唱である。一九一九年 Institut de Droit International の會員となり、一九二八年とは Luzatti 及び Gladstone に同じく Institut de France の外國會員に迎えられた。一九二一年には、Faculté de Droit de l'Université de Paris を創設し、同學院において彼は次の如き國際法の諸問題について講義を行った。國際法の改造・國際法の大原則の重要性・法典編纂の危機及び法典編纂についてもたねばならぬ新しい觀念・汎米主義・國際的觀點よりする諸人民の心理・新國際法及び次の三つの新しい學問の創設即ち諸人民生活の進化の學問、國際生活の學問及び國際的觀點よりする諸人民の心理の學問。この豫言者、新國際法の先驅者は、自己の立場において國際聯盟を批判し (Strupp が彼をアメリカのグローチウスと呼ぶ如く、彼はアメリカ生活の優れたる鑑識者である)、又その法典編纂の試みに對し、自己の見解に基づく異なる方法を提唱する。彼の豫測は遂に不幸にも第一次大戰によつて證明された。こゝに新國際法に對する古

典的國際法の過渡的時代を現出したのであるが、世界は第二次大戦に至るその期間を平和のために有利に使う事が出来なかつた。一九四六年國際連合が誕生し、國際連合は、アルバレースを國際司法裁判所の裁判官に任命した。多くの法學者が新國際法學派の思想の研究及び普及に携わる様になつた。彼等は新學派の思想が、世界的調和へ導く最も十全なるものであると評價している。(前記パリ大學高等國際學院は、一九四九—一九五〇年の學年においてアルバレースの學說の研究に二講義をあてた。又一九五一年においても他の二講義が豫定されている)

18 新學派の學說 國際社會がその上に設立される新しい基礎は何か。アルバレースの多年に亙るその研究は、最近の著作 *Después de la guerra* (Buenos Ayres, 1943) 及び *La reconstrucción del Derecho de Gentes. El nuevo orden y la reconstrucción social* (Santiago de Chile, 1946) の中に現われてゐる。

現在、人類は過渡的時代にある。然し新しき時代或は新しき秩序は間もなくやつてくるであらう。來るべき新しき時代は、新しき事態への古き原則の適用をやめる事を要求する。新しき時代の勢力、それは特に技術的進歩——それによつて諸國の國境は接近し、又世界の存立條件は變更する——より生ずる必然の結果なるが故に、何人もそれから逃れる事は出来ない。十九世紀の末期及び二十世紀の初頭において、新しき諸因子が國際法の諸々の學說、觀念、制度に大きな影響を與へた。それらの

影響の下に特に次の様な現象が起つた。凡る活動部門の中における諸國の増大せる接近・各方面にわたる經濟生活の大なる發展・社會生活の中における人民 (people) の現出及び増大せる國家的、國際的なその影響・諸人民の心理的變化特に法律的意識 (通念) (conscience juridique) 及び國際的社交性的知覺 (存念) (sentiments de sociabilité internationale) の發展・大學說の出現及び發展・國際關係の大なる複雑性及び變異性・社會生活の不調和な動態論。

國際生活は、それを構成する四基本要素即ち個人主義的制度・個人・國家・國際團體に分析され、それについてアルバレースの説くところは次の如くである。

a 個人主義的制度は十九世紀において支配していた制度であり、今日では最早時代おくれとなり、それは相互依存の制度に置換えられる。今日の益・複雑さを加える國家的及び國際的相互依存の時代においては、最早、國家と個人との反立はあり得ず、我々はその重要性を加えつつある行政法の發展及び共通利益の多くの公共役務 (services publics) の創造に參與するのである。相互依存の制度は、社會的觀點よりすれば個人々のためにその希望に満足と與えるための制度の創造を要求し、又心理的觀點よりすれば、諸國のエゴイズムを越えて、(諸人民の) 國際的社交性的の知覺即ち密接なる相互依存の前提を創り出す所の個人人間の國際的協力の希望が發展されるのを見るのである。

b 個人については、「人權及び個人の保障に關し、その概念、廣さ及び實施が著しく革新され、この事項は最早各國の好意に屬せずして國際的な性格を纏う様になつてきた」。

c 國家に關しては、從來の概念を革新しなければならぬ。國內においては社會生活が國家を公共役務の増進——特に經濟的領域において——に導き、又國外においては傳統的な絕對主權を制限する増大せる諸國間の相互依存が存するのである。諸國が負う義務は増大し、かつては國內法に屬していた多くの事項は今日では國際的な領域に屬する。アルバレーズは「我々の時代においては、諸國は最早孤立してあり得ない。諸國は互に不斷の關係にあらねばならぬ。何故なら如何なる國家も自身自足し得ぬからである。諸國は従つて一つの眞の社會を構成する。その社會内において各國の權利は他國の權利により、又國際團體のより高度の利益によつて制限される。」

d 國際團體は諸國の一つの眞の社會に變化した。國際法の範圍は、その擴がりにおいても、深さにおいても擴大された。擴がりにおいては、新しい領域が國際法の中に形成された。特に極地及び空域（成層圏）。又現在アジア大陸、アフリカ大陸及び大洋洲に高まりつつある彼等自身の意識によつて、益々尖銳の度を加えつつある問題に遭遇する。國際法は眞に世界的となりつつある、そして國際的な理解と結合の新しい精神状態は形成されつつある。國際生活は同様にその深さにおいても非常に變化した。何故なら諸人民の大家は世界的組織——彼等はそ

の中にあり、又その中において生活していると思つてゐる——に日々より活動的に參與し、又直接に關與してゐるからである。

19 國際司法裁判所と新國際法 諸人民の生活の中における最近の著しい變化が齎した新しい諸條件に一致しない傳統的國際法の改正は緊急必要事である。國際法は發展の途上にあり、社會的必要はその矯正を避くべからざるものとする。アルバレーズは、かゝる國際法の進化をとくに國際司法裁判所の意見及び判決の中に望み、國際司法裁判所は法の確認に止ることなく、法を發展させ創造しなくてはならぬとする。諸人民の社會的、經濟的、政治的及び心理的變化を理解しなければならず、又正義と平和を擁護するための法を唱へねばならない。一九四八年五月二日及び一九四九年四月十一日の國際司法裁判所の助言的意見に際し、アルバレーズは、前者については裁判所が純粹に法律的な範圍を越えるところの問題をも深く考慮する事を要望し、後者については裁判所がその意見によつて國際法の新しい旋を述べたのであると斷言する。アルバレーズの反對意見 (opinion dissidente) の中において、特に一九五〇年三月三日の意見は、最も彼の學說の核心に觸れたものである。彼は裁判所の意見に對して次の如く述べる。諸國はいかなる場合においても權利の行使にあつて濫用を避けねばならぬ。絕對的主權の觀念は既にその活動の時代を過ぎた。國際司法裁判所は、如何なる制限もなく憲章を解釋する權限をもつ。條約の解釋はその

諸制度、諸法則が常に人民の生活の新しい諸條件と一致する様になされねばならぬ。従つて或權利がその制度の性質及び目的に適しているならば、條文により有していない所の一つの權利をその制度に認める事も可能である。一度制定された條約條文は個々の生命を獲得する。従つてそれは編纂者の意圖に拘る事なく、現在の生活の諸要求を理解しつゝ解釋されなければならぬ。國連憲章二十七條三項の規定にも拘らず、彼が拒否權を認めないのはそのためである。國連新加入國の承認に關し一票が他の總ての組成國を敗北せしめうる事はノンセンスであるとし、彼は總會が、新組成國の推薦及び承認の表決に關する安全保障理事會における拒否權の濫用の存否を鑑定しようとする。

アルバレースのかかる勇氣ある反對意見は、「條文の生命」の解釋即ち時の流れの中における、そして特に國際法の新原則の創造の中における條文の發展の解釋において裁判所は非常に重要な役割をもたねばならぬというアルバレースの所説に、裁判所がやがて従うであらうという希望を我々に與へる。

20 新學派の將來 新國際法及びその將來について結論的に次の如く述べる。アルバレースは生活の認識を主張する事により、又生すべき諸々の變化に對し、そしてその變化より生ずる諸人民の新しい心理に對し法を適用する事により新學派を創造した。新國際法に關するアルバレースの思想につき、次の二つの誤解は避けねばならぬ。即ち今日迄支配的であつた國際法と完全に異なる國際法を樹立する事が問題であると信ずる事及び單

に新しき事項を研究する事が問題であると信ずる事、しかも單に傳統的な規準を以てしながら。新國際法の正しき理解は法律的、經濟的、政治的及び社會的な生活のあらゆる面に立脚せる新しき精神を生む。新國際法はその基礎にこの生活の新しき研究方法をもつ。この研究は單にヨーロッパ大陸の生活ばかりではなく、他の總ての大陸の生活、特に(南北)アメリカの生活に對してもなされねばならない。又この研究はあらゆる範圍における諸人民の生活の上に作用する總ての因子(無形の因子、不可量の因子、特に心理的因子が含まれる)を考察しなければならぬ。この新しき研究方法と共に一つの新しい評價の規準が形成される。この新規準により諸問題は、そのあらゆる面において考察され、又眞の姿において把握される。新舊何れの事項もこの新しき規準を以て検討されねばならぬ。又法律條文の解釋は、條文の奴隷に留ることなく、より合理的な方法でなされねばならぬ。

新國際法の樹立は、アルバレースによれば傳統的國際法の概念、基本的所與及び大原則を諸人民の生活の新しき諸條件に一致させるために、それらの再検討から始めねばならぬ。

A. de La Pradellの言葉を引用し次の如く結んでいる。新國際法學派は「アルバレースと共に、學說(Doctrine)から法學(Jurisprudence)へ推移し、又法學を立法行爲(Ceuvre législative)にまで到らしめる。」

以上で本書の紹介を終る。中世以後の國際法の發展と諸學派を取扱つてゐるのであるが、最初に述べた如く著者の強調する所は、新國際法學派についてである。従つて最後にこの新學派についてのみ一言すれば、かつて立博士によつて「最近國際法學海に投ぜられた一石の波紋」として「マルン・レーヌの La Reconstruction du Droit des Gens が紹介せられ（國際外交雜誌三十四卷五號、昭和十年）、「ウィーン學派の純正法學的討論以來の、之と正反對の方面における大波紋を國際法學海に起さんとする一石」と考へられた。今日既にそれは從來の諸學派と異なる新しき方法（本書において歴史主義への若干の諷刺がみられるのは、その「生活」概念への共鳴であらう）の故に、「それを形成する人達と共に終るものではなく、又時代の推移及び問題の變化と共に終るものではない」新しき一學派を形成し（A. de La Pradelle の生活學派 Ecole de la vie と呼ぶ）その學說は國際的な反響をよこした。最後に新學派に關する主要な文獻をあげ、この紹介を終る。

Alvarez の甘藷糖書

- Une nouvelle conception des Etudes juridiques et la codification du Droit Civil, 1904
- Le Droit international americain, son fonctionnement, sa nature, 1909 (1910)
- La codification du droit international, ses tendances, ses

書 評

- bases, 1912.
- La Grande Guerre européenne et la neutralité du Chili, 1915.
- La réforme du pacte de la Société des Nations sur des bases continentales et régionales, 1926.
- La reconstruction du droit international et sa codification en Amérique, 1928.
- Le panaméricanisme et la 6e conférence panaméricaine tenue à La Havane en 1928, 1928.
- La codification du droit international, 1931.
- L'organisation internationale, précédents de la S. D. N. et de l'Union fédérale européenne, 1931.
- Le nouveau droit international et sa nouvelle méthode d'études d'après les données de sa reconstruction, 1934.
- Exposé de motifs et déclaration des grands principes du droit international moderne, 1936.
- La psychologie des peuples et la reconstruction du droit international, 1936.
- Le Continent américain et la codification du droit international. Une nouvelle "école" du droit des gens, 1938.
- Después de la guerra, 1943.
- La reconstrucción del Derecho de Gentes. El nuevo orden y la reconstrucción social, 1946.

La rénovation des bases de la vie des peuples, 1947—1948.
Méthodes de la codification du droit international public,
l'état actuel de ce droit, 1947.

美國國際法學

Moreno (Isidoro, Ruiz), El nuevo derecho internacional
publico, dans *Revista de la Universidad de Córdoba* (año
VIII), du 27 avril, 1921.
Politics, Les Nouvelles tendances du Droit international,
1927.
Descamps (Baron), Le Droit International Nouveau, Cours
de La Haye, 1930, I.
Garner, Le développement et les tendances récentes du
droit international, Cours de La Haye, 1931, I.
Brierly, The outlook for International Law, 1944.
Marinho, Caracteristical essencias so novo direito interna-
cional, 1947.

American, The new foundation of international law,
1947.
Matesco (N.), Le Droit International Nouveau, Paris,
1947.
Matesco (N.), La Coutume dans les Cycles Juridiques
Internationaux, Paris, 1947.
Witchés (Edgardo-Manotas), Le Nouveau droit des gens,
1948,
Matesco (N.), Individu—Etat—Communauté Internatio-
nale—Droit International Nouveau (Conférence faite le 8
Octobre 1948, aux stagiaires de l'O. N. U., pendant la
troisième Assemblée Générale de Paris), Paris, 1949.
A. de La Pradelle, Maîtres et Doctrines du Droit des
Gens, 1950, 2^e édition.
Matesco (N.), Vers un Nouveau Droit International de
la Mer. Paris, 1950.